

患者のプライバシー保護ならびに研究倫理に関する指針

(平成 26 年 2 月 26 日)

北海道医療大学歯学雑誌に掲載される症例報告等を含む臨床研究論文では、患者のプライバシーを保護するため、以下の指針を遵守しなければならない。また、臨床研究等においては、患者ならびに被験者の尊厳と人権に配慮し、世界医師会によるヘルシンキ宣言と我が国が定めた下記の指針ならびに法的規範を遵守しなければならない。

1. 患者のプライバシー保護に関する指針

- 1) 氏名、カルテ番号、入院番号、イニシャル等、患者個人の特定が可能となる情報は記載しない。
- 2) 患者の住所は記載しない。ただし、疾患の発生場所が病態等に影響する場合は、区域（県、市など）までに限定して記載する。
- 3) 診療日等の記載は、年月までとする。
- 4) 診療科名と他の情報を照合することで患者が特定され得る場合、診療科名は記載しない。
- 5) 他施設でも診断・治療を受けている場合、その施設名と所在地は記載しない。ただし、救急医療などで搬送元の記載が不可欠の場合は、この限りではない。
- 6) 顔写真には目隠しをする。
- 7) 生検、剖検、画像情報などに含まれる番号等、症例を特定できる情報は削除する。
- 8) 以上の配慮をしても個人が特定される可能性のある場合は、発表に関する同意を患者本人（または遺族もしくは代理人、未成年者では保護者）から得る。
- 9) 前項の手続きが困難な場合は、筆頭著者または責任著者(corresponding author)の所属する施設の倫理委員会の承認を受ける。

2. 遵守すべき倫理指針等*

- 1) 「臨床研究に関する倫理指針」（厚生労働省）（平成 20 年 7 月 31 日改正）
- 2) 「疫学研究に関する倫理指針」（文部科学省・厚生労働省）（平成 25 年 4 月 1 日改正）
- 3) 「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（文部科学省・厚生労働省・経済産業省）（平成 25 年 2 月 8 日改正）
- 4) 「遺伝子治療臨床研究に関する指針」（文部科学省・厚生労働省）（平成 20 年 12 月 1 日改正）
- 5) 「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針」（厚生労働省）（平成 25 年 10 月 1 日改正）
- 6) 「厚生労働科学研究における利益相反(Conflict of Interest:COI)の管理に関する指針」（平成 20 年 3 月 31 日厚生科学課長決定）

*なお、上記の指針等は、管轄官庁の HP に掲示されている最新版を参照すること。